

相模原市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、都市建設局土木部の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年2月25日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 沼 倉 孝 太

同 米 山 定 克

## 1 監査の期日

平成23年2月25日

## 2 監査の対象及び方法

この監査は、都市建設局土木部において、平成22年度（平成22年12月末まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

### (1) 土木政策課

ア 各事業の支出に関する事務

### (2) 道路管理課

ア 道路占用料の徴収に関する事務

イ 各事業の需用費（消耗品費）の支出に関する事務

ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

### (3) 幹線道路整備課

ア 各事業の需用費（消耗品費）の支出に関する事務

イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

### (4) 市道整備課

ア 各事業の需用費（消耗品費）の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

ウ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

### (5) 道路用地課

ア 各事業の需用費（消耗品費）の支出に関する事務

イ 各事業の補償、補填及び賠償金の支出に関する事務

### (6) 道路補修課

ア 各事業の需用費（消耗品費）の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

ウ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

### (7) 下水道管理課

ア 公共下水道事業受益者分担金の徴収に関する事務

- イ 各事業の需用費（消耗品費）の支出に関する事務
- ウ 各事業の工事請負費の支出に関する事務
- (8) 下水道整備課
  - ア 各事業の需用費（消耗品費）の支出に関する事務
  - イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- (9) 河川整備課
  - ア 各事業の需用費（消耗品費）の支出に関する事務
  - イ 各事業の委託料の支出に関する事務
  - ウ 各事業の工事請負費の支出に関する事務
- (10) 緑土木事務所
  - ア 道路占用料の徴収に関する事務
  - イ 各事業の旅費の支出に関する事務
  - ウ 各事業の需用費（消耗品費）の支出に関する事務
  - エ 各事業の工事請負費の支出に関する事務
- (11) 南土木事務所
  - ア 道路占用料の徴収に関する事務
  - イ 各事業の需用費（消耗品費）の支出に関する事務
  - ウ 各事業の委託料の支出に関する事務
  - エ 各事業の工事請負費の支出に関する事務
- (12) 津久井上下水道整備課
  - ア 各事業の需用費（消耗品費）の支出に関する事務
  - イ 各事業の委託料の支出に関する事務
  - ウ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

### 3 監査の結果

- (1) 道路管理課の道路占用料の徴収に関する事務を調査したところ、相模原市道路占用料徴収条例（昭和 44 年相模原市条例第 15 号）第 4 条に基づく道路占用料の徴収については、道路占用許可申請書及び敷設工事の届出に対し、「占用の許可した日から 1 月以内に納入通知書により徴収する。」と規定されているが、市道橋本 51 号の電線共同溝に係る占用許可申請書及び敷設工事の届出書に対して、その占用許可を失念し、平成 15 年度から道路

占用料が徴収漏れとなっている不適切な事例が見られた。

道路占用料の徴収事務に当たっては、相模原市道路占用料徴収条例の規定を遵守し、占用許可事務の管理体制を見直し、適正な事務執行に努められたい。

(2) 緑土木事務所の道路占用料の徴収に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

ア 平成 22 年度の新規に受け付けた道路占用・掘削許可に伴う道路占用料の徴収において、歳入の調定書が作成されていない。

イ 道路占用・掘削許可に伴う道路占用料を納期限までに納付しない者に対し、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の規定に基づく督促状を發布しておらず、その結果、同法に基づく相模原市道路占用料徴収条例に規定する延滞金が徴収できない状況となっている。

道路占用料の徴収事務に当たっては、道路法、相模原市道路占用料徴収条例及び相模原市会計規則（平成 4 年相模原市規則第 10 号）の規定を遵守し、徴収事務の処理方法及び管理点検体制を見直し、適正な事務執行に努められたい。

(3) 南土木事務所の道路占用料の徴収に関する事務を調査したところ、道路占用・掘削許可に伴う道路占用料を納期限までに納付しない者に対し、道路法の規定に基づく督促状を發布しておらず、その結果、同法に基づく相模原市道路占用料徴収条例に規定する延滞金が徴収できない状況となっている不適切な事例が見られた。

道路占用料の徴収事務に当たっては、道路法及び相模原市道路占用料徴収条例の規定を遵守し、徴収事務の処理方法及び管理点検体制を見直し、適正な事務執行に努められたい。

(4) 都市建設局土木部におけるその他の財務に関する事務の執行はおおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実

施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。